（指定事業者に係る指定の申請等）

第百四十条の六十三の五　法第百十五条の四十五の五第一項の規定に基づき指定事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、第四号から第十二号までに掲げる事項の記載を要しないと当該市町村長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

一～三　（略）

四　申請者の登記事項証明書又は条例等

五・六　（略）

七　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

八～十　（略）

（削る）

（削る）

十一　（略）

（削る）

十二　（略）

2　法第百十五条の四十五の六第一項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号（第三号及び第十一号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定を受けようとする市町村長に提出しなければならない。ただし、当該申請書又は書類のうち当該市町村長が認める申請書又は書類については、この限りでない。

一・二　（略）

3　前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正）

第二条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等）	（指定介護療養型医療施設に係る指定の申請等）
第百三十八条　法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。	**第百三十八条**　法第百七条第一項の規定により指定介護療養型医療施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　開設者の登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）	四　開設者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該申請に係る施設が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときを除く。）
五～十三　（略）	五～十三　（略）
（削る）	十四　当該申請に係る事業に係る資産の状況
（削る）	十五　当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項
十四　（略）	（略）
（削る）	十七　役員の氏名、生年月日及び住所
（削る）	十八　介護支援専門員の氏名及びその登録番号
十五　（略）	十九　（略）